

議案第 98 号

数河辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 8 項において準用する同条第 1 項の規定により、数河辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 2 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

公共的施設の整備計画に施設を追加するため

数河辺地に係る公共的施設の総合整備計画新旧対照表

変 更 前						変 更 後							
1・2 略						1・2 略							
3 公共的施設の整備計画						3 公共的施設の整備計画							
令和5年度から令和9年度まで 5年間						令和5年度から令和9年度まで 5年間							
(単位：千円)						(単位：千円)							
施設名	事業主体名	区分	事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額	施設名	事業主体名	区分	事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
				特定財源	一般財源						特定財源	一般財源	
林道	飛騨市		53,000	26,500	26,500	26,500	林道	飛騨市		53,000	26,500	26,500	26,500
_____	_____		_____	_____	_____	_____	飲用水供給施設	飛騨市		<u>94,424</u>	<u>47,200</u>	<u>47,224</u>	<u>47,200</u>
合 計			<u>53,000</u>	<u>26,500</u>	<u>26,500</u>	<u>26,500</u>	合 計			<u>147,424</u>	<u>73,700</u>	<u>73,724</u>	<u>73,700</u>
以下 略						以下 略							